

1次募集における採択者の事業の実施期間等の留意事項について

1次募集における採択者の事業の実施期間は国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業実施規程の第6に規定されているとおり令和4年6月30日まで、実施結果報告については第8に規定されているとおり事業完了日から起算して1ヶ月を経過した日までとなります。

1次募集における採択者の事業の実施期間及び実施結果報告の期限を延長する予定はございませんので、ご注意ください。

また、事業期間の延長予定がないことにより、事業実施計画の承認、交付決定が遅れますと事業実施が困難となります。現在、事業開始に向けて事業実施計画の承認、交付決定の手続きを進めていただいている事業実施者様のうち、特に未提出書類がある事業実施者様におかれましては、早急に事務局へご提出いただきますようご協力をお願いいたします。